

平成 29 年 7 月 13 日

在留邦人及びたびレジ登録の皆様へ

在ザンビア日本国大使館

在ザンビア大使館からのお知らせ（準非常事態宣言発動期間の延長）

11 日午後、ザンビア議会は、5 日に大統領が宣言した「準非常事態宣言」の発動期間を 12 日から更に 90 日間延長する決議を採択しました。ザンビア議会は、「この決定は人々の自由と権利を侵害するものではなく、保護するためのものであり、特に公共インフラに対する保安体制が強化される」としております。今回の延長により在留邦人の方々の日常生活に直ちに大きな影響が出ることはないと思われませんが、不測の事態に巻き込まれないよう、外出する際には引続き十分に注意した行動をお願いします。